

1 条例制定の趣旨

これまで土砂の埋立て等を包括的に規制する法律や条例はなく、林地における1ヘクタール以下の残土処理場等、国や地方公共団体の指導、監督が及ばない場合があります。

このような場合、土砂の崩壊、流出等による災害発生が懸念されることから、土砂の埋立て等を許可制とする本条例を制定し、土砂の崩壊等の防止を図ることとしました。

皆様のご協力をお願いいたします。

2 許可が必要な土砂の埋立て行為とは

土砂による土地の埋立て、盛土等の行為であって、その区域の面積が3,000平方メートル以上であるもの。なお、他の区域への搬出を目的として土砂の埋立て等を行う”一時たい積行為”も含まれます。

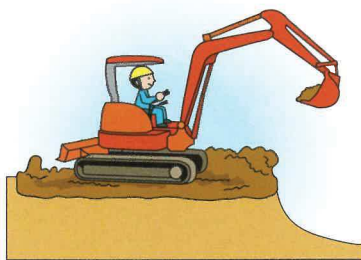
次の行為は許可が不要です。

- 採石法、砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂のみによる土砂の埋立て等
- 公益性が高いと認められる事業の施行に係る土砂の埋立て等で規則で定めるもの
- 他法令の許可を得て行う土砂の埋立て等で規則で定めるもの（届出が必要です。）

例 砂防指定地内行為の許可に係る土砂の埋立て等

都市計画法の開発許可に係る土砂の埋立て等

- 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の埋立て等
- その他規則で定めるもの
 - ・運動場の砂利敷その他の通常管理行為として行う土砂の埋立て等
 - ・垂直距離1メートル以下の土砂の埋立て等



埋立て



盛土



一時たい積

農地改良のために盛土を行う行為も、許可が必要な場合があります。